

令和5年第4回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年4月26日(水) 15時00分
招集の場所	日進市役所 南庁舎2階 第5会議室
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠席委員	1番 和田 義雄 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 次長 岡田 剛 主査 青山 侑嗣 主任 津田 卓也

<p>付 議 事 項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案4号</p> <p>専決第1号 専決第2号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共転用届について ・生産緑地のあっせん願いについて
--------------------	---	--

開会	(15:00) 事務局長 事務局長 議長 事務局 議長	<p>定刻になり、令和5年第4回農業委員会の開催を宣言する。 本日は10名の委員が出席、定足数に達しているため、令和5年第4回農業委員会を開催します。</p> <p>人事異動で事務局のメンバーが変わったため、一言挨拶をさせていただきます。 (職員挨拶)</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします(傍聴者なし)。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和5年第4回農業委員会を始める。 議事録署名者に9番の田口委員と10番の村瀬委員を指名する。 議案第1号を上程。 3番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>3番案件について説明します。 場所につきましては1ページ下段の地図をご覧ください。 申請地は、北小学校のすぐ北に位置する農地で、登記地目は原野、現況地目は畑で、面積は276㎡です。 土地所有者である申請者の祖母がなくなり、遺言により、農地の管理が可能である孫の申請者に遺贈させるものになります。現在、年間120日農作業に従事しており、農作業暦は10年で、所有するみよし市みよし町大慈山の農地は適正に管理されております。農業用機械は、耕うん機、草刈り機を所有しています。申請地では、季節野菜の栽培を予定しております。農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。 意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p>
----	--	---

議長		<p>(挙手全員)</p> <p>3番の案件について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
議長		<p>議案第2号を上程。</p> <p>2番の案件について、事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>2番案件について説明します。</p> <p>場所につきましては2ページ下段の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、日進市立南部保育園から北東へ約150mに位置する登記地目田、現況地目宅地の農地で面積は42㎡です。</p> <p>申請者は、平成元年11月に一体利用地にて住宅を新築しましたが、申請地を通路とし、北側道路からも出入りをしていました。今般、通路部分が農地であり、農地法の許可を受けずに利用していることが判明したため、始末書を添付して申請するものです農地法第4条第6項第1号の農地区分について、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。周辺農地への影響については、排水を申請地北側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われまます。第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p>
議長		<p>議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
議長		<p>議案第3号を上程。</p> <p>5番から9番の案件について、一括にて事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>まず5番について説明します。</p> <p>場所につきましては、4ページの地図をご覧ください。</p>

		<p>申請地は、野方三ツ池公園から東に約10メートルの位置に所在する2筆の農地で、2筆とも登記地目・現況地目は畑で、面積は2筆で574㎡です。</p> <p>申請者は、自身がよく利用をしていた野方三ツ池公園周辺で、飲食店を計画しております。</p> <p>土地選定については、公園徒歩圏内で必要な面積が確保できる土地を選定したところ、申請地以外で承諾が取れず、やむを得ず申請地を選定したのになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに西側既設道路側溝へ排水します。</p> <p>第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>次に6番の案件について説明します。</p> <p>場所につきましては、5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、南小学校から西に約80mの位置に所在し、登記地目田、現況地目は畑で、面積は115㎡です。</p> <p>申請法人は平成31年に設立し、岡崎市にて土木工事業を営んでおります。令和4年4月に折戸町中屋敷に支店を開設し、現在、赤池町に資材置場を借地していますが、支店の近接地に車両を置きたい為、申請に至ったものです。申請地は支店の西側に所在し管理しやすく、土地所有者より申請地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、申請地を選定したのになります。排水について、雨水は申請地東側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題もないと思われます。農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>次に7番の案件について説明します。</p> <p>場所につきましては、6ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、(株)愛知ヤクルト工場から南西に約150mの位</p>
--	--	--

置に所在し、登記地目田、現況地目は畑で、面積は991㎡です。申請法人は昭和41年に設立し、日進市において建設業を営んでおります。申請地北側の隣接地を、資材置場としていましたが、昨今、土砂を置く範囲が広がり、土砂や資材をこれ以上置くことができない状況になっています。申請地を、現在の資材置場に置かれた土砂で埋立し、既存資材置場に積まれた土砂の高さを抑え、また、土砂や資材を置くことが可能な面積を拡げたい為、申請に至ったものです。土地選定について、現在の資材置場の隣接地であり、面積も適当であることから、他に適地はなく、選定されたものになります。

雨水については、敷地内で自然浸透させ、南側及び東側の農地へ雨水が流れ込まないように畔を作り流出防止することを計画しています。農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。

次に8番の案件について説明します。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

場所については、県道瀬戸大府東海線の笠寺山の交差点から北に約150メートルの位置に所在する5筆で、登記地目は畑・宅地・山林、現況は畑で、面積は5筆で201.94㎡です。

申請者は、現在、妻と両親の4人で岩崎町に居住しています。将来を考えると、今の住居では手狭なため、売りに出ている当該地に、住宅の建築を計画したことになります。

農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則、転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の既設水路に排水するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。

第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。

次に9番の案件について説明します。

		<p>場所につきましては、8ページをご覧ください。</p> <p>申請地は西小学校から西に約150メートルの位置に所在し、登記地目・現況地目は畑で、面積は255㎡です。</p> <p>申請者は、日進市にて、表具業と障がい者福祉サービスをそれぞれ、昭和25年、平成23年より営んでおります。申請地の隣接地にて、事業を稼働する中で、荷物の搬出入や従業員の送迎車の敷地内へ進入するスペースが少ないことから、事業の稼働や安全の確保が困難な状況となっています。また、大府市の障がい者福祉サービスの事務所と統合することになり、より一層、日進市の事業所の稼働が厳しくなる見込みであります。現在敷地内の駐車している社用車と従業員用の駐車場を申請地に設けることで、敷地内の、荷物の搬出入や従業員の送迎車敷地内へ進入するスペース確保したい為、申請に至ったものです。雨水については、敷地内で自然浸透させ、周囲の農地に対し影響のないよう計画されているので問題もないと思われます。農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から5号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p>
委員		<p>7番について、現況「畑」と説明があったが、議案書では「田」となっているが。</p>
事務局		<p>議案書のとおりです。</p>
議長		<p>議案第3号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員		<p>登記地目と現況地目が違う場合は現況地目での取り扱いか。</p>
事務局		<p>農地法上は土地の現況により判断され、登記簿上の地目によって判断されるものではありません。</p>
委員		<p>現況畑でも、雑木が繁茂している場合の扱いは。</p>

事務局	あくまでも案件ごとに現況を見て判断しますが、固定資産税の課税地目も考慮します。
委員	7番について、計画にある資材置き場には車両が進入することは可能か。
事務局	申請地の北側を既存の資材置き場として使用しているため進入は可能です。当該事業者の事務所が西側に位置します。
委員	申請箇所は、既存の資材置き場と高低差が生じないか。
事務局	既存の資材置き場にある土砂を申請箇所に埋め立てるため、高低差は生じなくなる予定です。
委員	既存の資材置き場と併せると面積がかなり広がるが、大雨時に近隣住宅等へ雨水が流出する恐れはないか。
委員	近隣状況を知っているが、申請箇所は藪に囲われており、住宅はほとんどない。
事務局	申請箇所は500㎡を超えているため、開発に関する市条例の手続きを進めており、その中で排水計画についても関係課と協議しています。
委員	このように隣接した土地の転用をする場合、上限の面積は定められているか。
事務局	農地法では特に上限を定めていませんが、そもそも必要最低限の転用かどうか、案件ごとに審査しています。
議長	他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員) 5番から9番の案件について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。 議案第4号(追加議案)を上程。

	<p>【日進市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針】について、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>3月の総会において、意見・質問等あれば申し出るよう依頼しております。今回一部修正させていただきましたので、それを踏まえて、今回提案させていただきます。</p>
議長	<p>この指針は何年かごとに見直しが必要となるのか。</p>
事務局	<p>長期的な目標として10年後に目指す状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期に合わせて3年ごとに見直すものです。今年度がその改選期に当たります。</p>
議長	<p>議案第4号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第4号の案件について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
議長	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p>
事務局	<p>専決1号 4条届出 3件 専決2号 5条届出 12件</p>
議長	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>
委員	<p>専決第2号22番案件について、譲受人の居住地は過去に店舗として転用を許可した場所であるが、居宅となっていないか。</p>
事務局	<p>居住地は住民票の登録を基に確認している。転用後の店舗の状況については、22番の届出については直接の関係は無いと思われる。</p>
委員	<p>他の地区においても、申請内容と異なる計画となった場所が</p>

		あるのではないか。
	委員	本案件とは直接関係は無いが、今後転用を許可するにあたり、事実と異なる運用がされないようよく審議されたい。
	議長	1番について、270㎡の共同住宅の建築とあるが、特に建築面積の上限はあるのか。
	事務局	区域面積が500㎡以上であれば、市の手続条例にも該当してきますが、面積の上限は特に設けられてはおりません。
	議長	議案第4号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。 意見、質問がないことを確認。 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
	事務局	(事務局よりその他について一括で報告) 公共転用届について 2件 生産緑地のあっせん願いについて 1件
	議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 意見、質問がないことを確認。 その他連絡事項について事務局に報告を求める。
	事務局	・ 次回の農業委員会 令和5年5月26日(金) 午後3時 日進市役所南庁舎2階 第5会議室 ・ 今年度総会の日程について 6月の日程を変更 11月の視察研修の日程について変更を検討している旨報告
	議長	その他特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(15:50)	

